

中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進計画

2024年3月

鳥羽市教育委員会

目次

1	計画策定の経緯及び目的	1
2	中学生世代を対象とする活動の現状	2
	(ア) 学校部活動の状況	2
	(イ) 地域クラブ活動の状況	5
	(ウ) その他本市における活動の状況	6
3	学校数・生徒数及び地域クラブ活動運営経費等の見通し	7
	(ア) 学校数・生徒数の見通し	7
	(イ) 会費収入の見通し	7
	(ウ) 有償指導者の確保等地域クラブ運営の収支に関する考察	8
4	意向調査結果の概要	10
	(ア) 児童・生徒の意向	10
	(イ) 保護者の意向	12
	(ウ) 総合型地域スポーツクラブ・体育協会加盟団体・スポーツ少年団・スポーツ推進委員の意向	20
	(エ) 教職員の意向	21
5	基本方針	22
6	活動準備・推進計画	23
	(ア) スポーツクラブ活動	23
	① 運営主体とその役割	23
	② 調整主体とその役割	24
	③ 実施主体とその役割	26
	④ 離島の活動	30
	⑤ 地域移行に係るスケジュール	38
	⑥ 施設の利用方法	39
	⑦ 生徒の参加方法	39
	(イ) 文化クラブ活動及びレクリエーション活動	41
	① 運営主体・実施主体とその役割	41
	② 調整主体とその役割	41
	③ 施設の利用方法	41
	④ 生徒の参加方法	41
7	活動推進に係る支援	42
8	改革推進期間後の休日の学校部活動の取扱い	42
9	本計画の見直し	42
10	参考資料	43

1 計画策定の経緯及び目的

中学校の部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。

しかし、近年は深刻な少子化の進行により、中学校等の生徒数の減少が加速化し、部活動は持続可能性という面で厳しさを増してきました。また、活動経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた指導が求められたりするなど、教師の業務負担の大きさも全国的な課題となっており、平成31年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、スポーツ庁及び文化庁では、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしました。

また、本市に限った話ではありませんが、スポーツ活動を行う多くの子どもたちは、高校の部活動を終えた段階、あるいはそれよりも早い段階で競技者としてその活動を終え、スポーツから離れることが多い状況となっています。一方ヨーロッパ諸国では、「長い人生を健康でアクティブに過ごすために、大人と子どもが一緒になって、楽しみながらスポーツを継続する」というスタイルを持つ国も多く、超高齢化社会の中でスポーツや文化芸術活動を積極的に行うことは、市民の健康と満足度を長期にわたり向上させ、ひいては健全な行政運営にも寄与するものとされています。

本市ではこれらの観点から、これまで取組を進めてきた学校統廃合と並行し、地域クラブ活動の運営団体の立ち上げ等を公的に支え進めるとともに、広く地域の皆様の参画を得て、実施主体の調整、生徒のニーズに応じた複数の競技や文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、指導者の確保等に取り組み、中学生世代の新たな地域クラブ活動を推進していきます。またその中で、できうる部分から、スポーツや芸術文化を生涯に渡り楽しむことのできる体制の拡充を目指すこととします。

2 中学生世代を対象とする活動の現状

(ア)学校部活動の状況

中学生の学校部活動は、鳥羽市教育委員会が定める部活動ガイドラインに則って実施しており、年間の活動日数は約220日前後となっています。

*** 鳥羽市部活動ガイドライン**

- ①練習時間は平日2時間程度、休日は3時間程度とする
- ②平日に1日の休日を設ける
- ③土曜日、日曜日のどちらかを休みにする

※上記の他に定期テスト前部活停止期間等がある

また、令和5年度（5月1日現在）の部活動数及び部員数は、下記のとおりとなっています。

部活動	校名	1年生	2年生	3年生	合計
軟式野球 男女3校	神島				
	答志	男6女0	男6女0	男3女0	男15女0
	鳥羽東	男7女0	男4女0	男5女0	男16女0
	加茂	男7女0	男4女0	男7女1	男18女1
	合計	男20女0	男14女0	男15女1	男49女1
女子 ソフトボール 女子1校	神島				
	答志	1	2	3	6
	鳥羽東				
	加茂				
	合計	1	2	3	6
バドミントン 男子1校 女子2校	神島				
	答志	男0女2	男1女0	男0女1	男1女3
	鳥羽東	男0女8	男0女8	男0女16	男0女32
	加茂				
	合計	男0女10	男1女8	男0女17	男1女35
女子 バスケット ボール 女子1校	神島				
	答志				
	鳥羽東	15	7	1	23
	加茂				
	合計	15	7	1	23

部活動	校名	1年生	2年生	3年生	合計
卓球 男子3校 女子1校	神島	男0女2	男1女2	男1女1	男2女5
	答志				
	鳥羽東	男10女0	男10女0	男6女0	男26女0
	加茂	男3女0	男7女0	男3女0	男13女0
	合計	男13女2	男18女2	男10女1	男41女5
女子 バレーボール 女子2校	神島				
	答志				
	鳥羽東	4	13	1	18
	加茂	2	1	0	3
	合計	6	14	1	21
サッカー 男女1校	神島				
	答志				
	鳥羽東	10	12	12	34
	加茂				
	合計	10	12	12	34
柔道 男子1校 女子1校	神島				
	答志				
	鳥羽東	男1女0	男2女0	男2女1	男5女1
	加茂				
	合計	男1女0	男2女0	男2女1	男5女1
剣道 鳥羽東中学校 拠点校	神島				
	答志				
	鳥羽東	男2女1	男1女0	男3女0	男6女1
	加茂				
	合計	男2女1	男1女0	男3女0	男6女1
男子陸上 男子1校 他校は特設部	神島				
	答志				
	鳥羽東	10	7	9	26
	加茂				
	合計	10	7	9	26

部活動	校名	1年生	2年生	3年生	合計
女子陸上 女子1校 他校は特設部	神島				
	答志				
	鳥羽東	2	2	4	8
	加茂				
	合計	2	2	4	8
フェンシング 男女1校	神島				
	答志				
	鳥羽東	男1女1	男6女0	男1女2	男8女3
	加茂				
	合計	男1女1	男6女0	男1女2	男8女3
男子 ソフトテニス 男子1校	神島				
	答志				
	鳥羽東	4	12	4	20
	加茂				
	合計	4	12	4	20
女子 ソフトテニス 女子2校	神島				
	答志				
	鳥羽東	7	5	5	17
	加茂	2	4	10	16
	合計	9	9	15	33

部活動	校名	1年生	2年生	3年生	合計
文化 男女1校	神島				
	答志				
	鳥羽東	男1女2	男1女1	男2女1	男4女4
	加茂				
	合計	男1女2	男1女1	男2女1	男4女4

(イ)地域クラブ活動の状況

a. 総合型地域スポーツクラブ

団体名	種目	活動場所	活動間隔
長岡スポーツ・文化クラブ	バレーボール、野球、柔道、剣道、サッカー、バドミントン、卓球、テニス、陸上、ドッチボール、バスケットボール、スキー、踊り、理科教室、書道教室、相差伝統文化教室	弘道小学校、旧長岡中学校	随時
答志島スポーツ・文化クラブ	ヨガ&ストレッチ教室、	答志コミュニティアリーナ	週6教室
	ソフトボール+総合トレーニング教室	答志小学校	週2教室

b. スポーツ少年団

団体名	種目	活動場所	活動間隔
鳥羽第一野球スポーツ少年団	軟式野球	鳥羽中央公園野球場	月8回
答志野球スポーツ少年団	軟式野球	答志小学校	月2回
TOBA EAST Jr.スポーツ少年団	バレーボール	安楽島小学校	月10回
鳥羽武道館剣道スポーツ少年団	剣道	鳥羽市武道館	月8回
答志剣道スポーツ少年団	剣道	答志コミュニティアリーナ	月3回
鳥武館柔道スポーツ少年団	柔道	鳥羽市武道館	月12回
長岡柔道スポーツ少年団	柔道	弘道小学校	
鳥羽フェンシングスポーツ少年団	フェンシング	鳥羽高校飛翔館	月20回
鳥羽サッカースポーツ少年団	サッカー	鳥羽小学校	月12回
極真会館三重橋本道場鳥羽支部スポーツ少年団	空手	安楽島小学校	月8回
鳥羽チアーズV.B.Cスポーツ少年団	バレーボール	加茂小学校	月10回

鳥羽ミニバスケットボールクラブ TCF ミニ	ミニバスケット ボール	鳥羽小学校・加茂小学 校	月 10 回
鳥羽・ジュニアレスリングクラブ	レスリング	鳥羽高校トレーニング 場	月 12 回
答志ジュニアレスリングクラブ	レスリング	答志集荷場	月 8 回

c. その他のスポーツ活動団体

中学生を対象に行われている地域クラブ活動として、野球+環境美化活動+ダイビング活動を行う TOBA BLUEOCEANS BASEBALL ACADEMY や、ソフトボールを行う伊勢志摩 Let's などの地域クラブ活動があります。

d. 文化活動団体

鳥羽市文化協会加盟団体の中には、能楽保存会など中学生が在席している団体もあります。

(ウ) その他本市における活動の状況

令和 4 年度に、本市の小学校 4,5,6 年生と中学校 1,2 年生を対象に実施した部活動の地域移行に関するアンケート調査の結果、小中学生ともにやってみたい活動の 2 番目に「プログラミング」が上がったため、生徒が広く興味を示す文化的な活動においてひとつの選択肢となるよう、鳥羽商船高等専門学校に協力を依頼し、プログラミング講座を開催するに至っています。

3 学校数・生徒数及び地域クラブ活動運営経費等の見通し

(ア)学校数・生徒数の見通し

令和5年度の学校数、生徒数及び次年度以降の見通しは次のとおりとなっています。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
鳥羽東中学校	252	252	239	294	276	279	252	262	253	247
答志中学校	25	27	22	19	19	21	21	19	19	16
神島中学校	7	6	4	2	4	5	6	4	2	3
加茂中学校	51	49	49	鳥羽東中学校と統合						
合計	335	334	314	315	299	305	279	285	274	266
小中計	928	918	893	860	822	806	749	716	666	635

(イ)会費収入の見通し

地域クラブ活動については、参加者からの会費収入による運営を基本に考えて行く必要があります。

実施団体がどの年齢層を対象とするかで収入の考え方が変わりますが、仮に中学生のみを対象として、1年の4月から3年の9月まで在籍し、年会費なしで月会費を1,000・2,000・3,000円とした場合の参加人数別年間収入見通しは次のとおりとなります。

参加人数	参加費(月) (単位:円)		
	1,000円	2,000円	3,000円
5	50,000	100,000	150,000
10	100,000	200,000	300,000
15	150,000	300,000	450,000
20	200,000	400,000	600,000
30	300,000	600,000	900,000
40	400,000	800,000	1,200,000
50	500,000	1,000,000	1,500,000
総数	2,210,000	4,420,000	6,630,000

※総数は、保護者アンケート結果を参考にした想定参加率（7割）を乗じて算定。

(ウ)有償指導者の確保等地域クラブ運営の収支に関する考察

現在市教育委員会では、部活動指導員 5 名を会計年度任用職員として確保し、学校部活動における指導の一部を担わせています。

学校部活動においても地域クラブ活動においても、参加者の急なケガ等に対応するため、指導時は一般的に 2 名以上で行うことが必要であり、もしある地域クラブ活動の指導人材を 2 名とも有償（交通費別途、部活動指導員の単価並みの謝金）とした場合には、次のような年間経費が必要となります。

曜日	内容	仮単価	時間 /日	年間 指導日数	合計
平日	練習	1,200	2	180	432,000
休日	練習		3	30	108,000
	試合		5	10	60,000
合計				220	600,000

また、小学生を対象とするスポーツ少年団の活動及びその収支を例に、仮に 4 人の指導者が在席し、20 人のクラブ員に対し合宿やプロスポーツの観戦等一定程度充実したプログラムを提供した場合の支出は、指導員の経費を抜いた状態で次のようなものになります。

項目	内容	支出額
保険代	参加者、指導者スポーツ保険	22,000
登録費・資格費	参加者の登録費、指導者の資格及び審判登録更新費	50,000
指導員経費	有償指導員に対する謝礼、実費交通費	—
練習会場費	学校施設以外は有料と想定	20,000
試合・合宿費	合宿費は別途徴収する参加費と経費の差額を補てん	150,000
イベント費	別途徴収する参加費と経費の差額を補てん	100,000
消耗品費		50,000
事務費	会議開催含む	10,000
ユニフォーム積立	3 年ごとに 15 万支払(毎年 5 万程度)	50,000
計		452,000

このような収支見込となることから、各競技等の指導を担う団体や個人（以下「実施主体」という。）においては、次のようなことに留意して、活動内容を調整していく必要があります。

- ・当該競技等への参加者を中学生のみとするか、年齢制限等を行わず広く一般市民も対象とするか。
- ・月会費収入を提供プログラムの充実に充てるか、有償の人材確保に充てるか。
- ・中学生のみを参加対象とする場合、指導者を全員有償とすることは困難な見込。ボランティアを中心とした運営又はボランティア人材の確保が必須。
- ・これら検討結果と参加人数の両方を勘案した月会費を設定しなければならない。

また、地域クラブ活動の運営全般を担う団体（以下「運営主体」という。）においては、次のようなことに留意して運営方法を調整していく必要があります。

- ・参加者全員から年会費として一律に徴収して充当すべき運営経費の精査
- ・企業からの寄付、応援者からのクラウドファンディング等広く資金を調達する方策と活動状況を配慮した実施主体への配分 など

なお、令和4年度に実施した総合型地域スポーツクラブ・体育協会加盟団体・スポーツ少年団・スポーツ推進委員へのアンケート結果では、平日の指導人材確保を課題に挙げている回答が多数を占めていました。前ページで示したとおり、平日の指導に有償人材を充てざるを得ない場合には、大きな運営コストが発生します。現在のスポーツ庁の方向性は、学校部活動の地域移行を進めることが基本であるものの、現時点では「休日の学校部活動の地域移行・地域連携」についてのガイドラインが示されているのみであり、平日についてはかかる費用見込を一定程度考慮に入れつつ、今後の国の動向を十分見守りながら、可能な人材確保方策を模索していく以外ない状況となっています。

4 意向調査結果の概要

(ア)児童・生徒の意向

●小学校 4,5,6 年（回答数 350）

・「あればやってみたい活動は何ですか」（複数回答可）

バドミントン	103 人	バレーボール	46 人
プログラミング	73 人	卓球	45 人
海洋・生物	70 人	体力づくり	29 人
バスケットボール	62 人	器楽	27 人
陸上競技	61 人	フェンシング	26 人
写真	61 人	剣道	22 人
テニス	60 人	演劇	21 人
美術	57 人	合唱	14 人
サッカー	56 人	柔道	13 人
ダンス	52 人	ソフトボール	12 人
野球	46 人	相撲	5 人

希望しない 16 人

その他(自由記述) 料理 4 人 ボルダリング 3 人 など

●中学生 1,2 年（回答数 203）

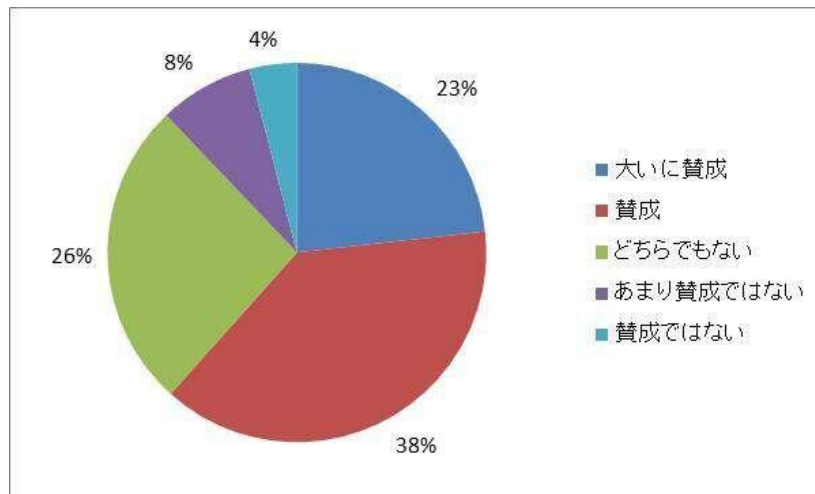
・「あればやってみたい活動は何ですか」（複数回答可）

バドミントン	53 人	陸上競技	18 人
プログラミング	43 人	軟式野球	16 人
ダンス	36 人	体力づくり	16 人
バスケットボール	35 人	硬式テニス	13 人
卓球	32 人	演劇	12 人
写真	32 人	ソフトボール	10 人
ソフトテニス	28 人	合唱	10 人
バレーボール	27 人	剣道	8 人
サッカー	24 人	フェンシング	6 人
器楽	24 人	柔道	6 人
美術	24 人	相撲	4 人
海洋・生物	22 人		

希望しない 23 人

その他(自由記述) ボクシング 4 人、カードゲーム 4 人、e スポーツ 3 人
スケートボード 3 人 など

・「休日の部活指導を先生以外がすることについて、どう思いますか」



児童・生徒のやってみたい活動は、前ページの調査結果のとおりとなります。

また、休日の指導を先生以外が行うことについては、約 6 割の生徒が好意的に捉えています。しかし、「どちらでもない」や「あまり賛成ではない」と回答した児童生徒の意見として、「平日と休日の指導者が代わる」ことへの不安が挙げられており、顧問と地域クラブの指導者間の十分な連携が求められています。

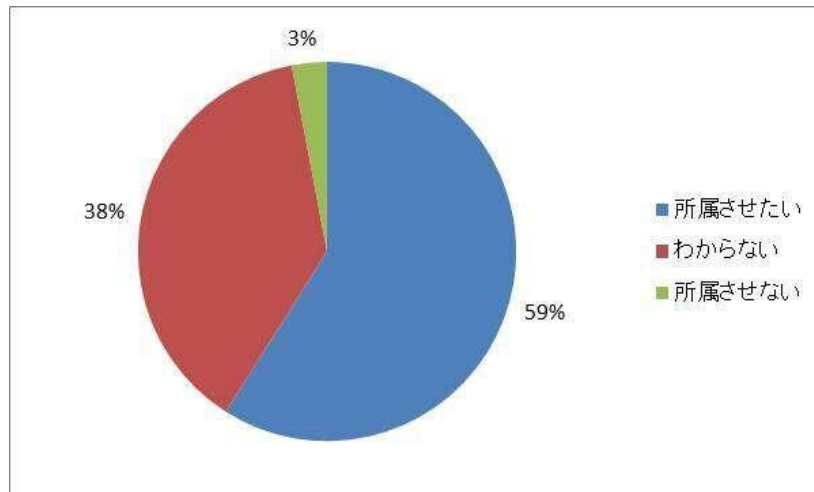
(イ)保護者の意向

対象：小学校 4,5,6 年生の保護者 回答 237/315 (回答率 75%)

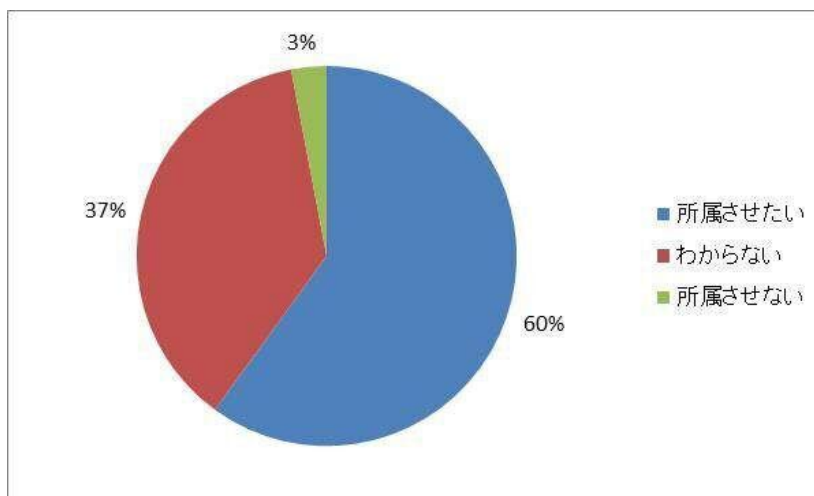
中学校 1,2,3 年生の保護者 回答 248/335 (回答率 74%)

・「休日部活動が地域クラブに移行した場合、お子様が希望したら所属させますか」

●小学生の保護者



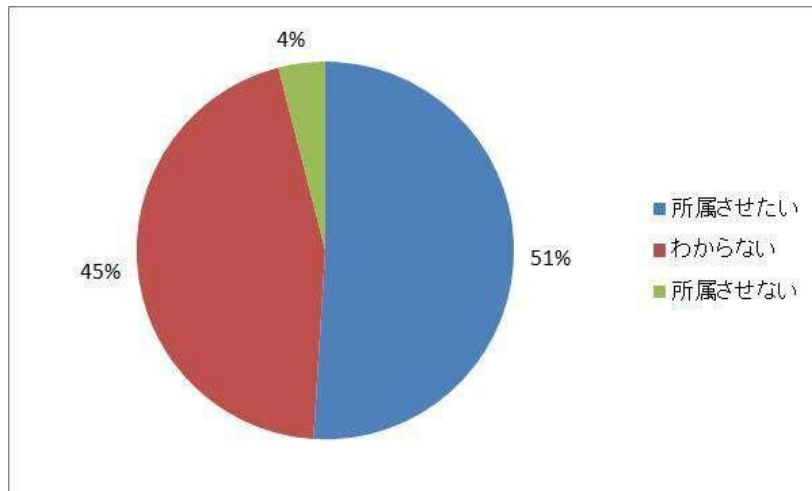
●中学生の保護者



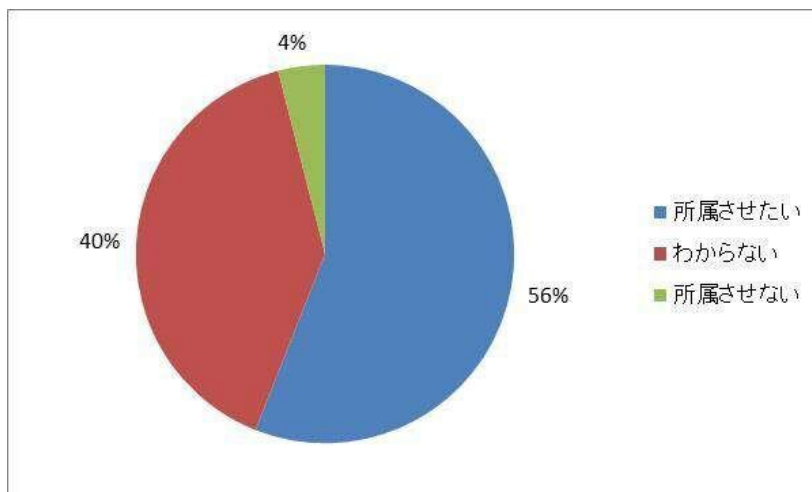
小中学生ともに、約 6 割の保護者が移行後の地域クラブに所属させる意向を持っています。また、「わからない」と回答した保護者が 4 割弱となっており、今後様々な条件が分かってきてから判断したいとする傾向が確認できました。

・「地域クラブが他校と合同地区の場合、お子様が希望したら所属させますか」

●小学生の保護者



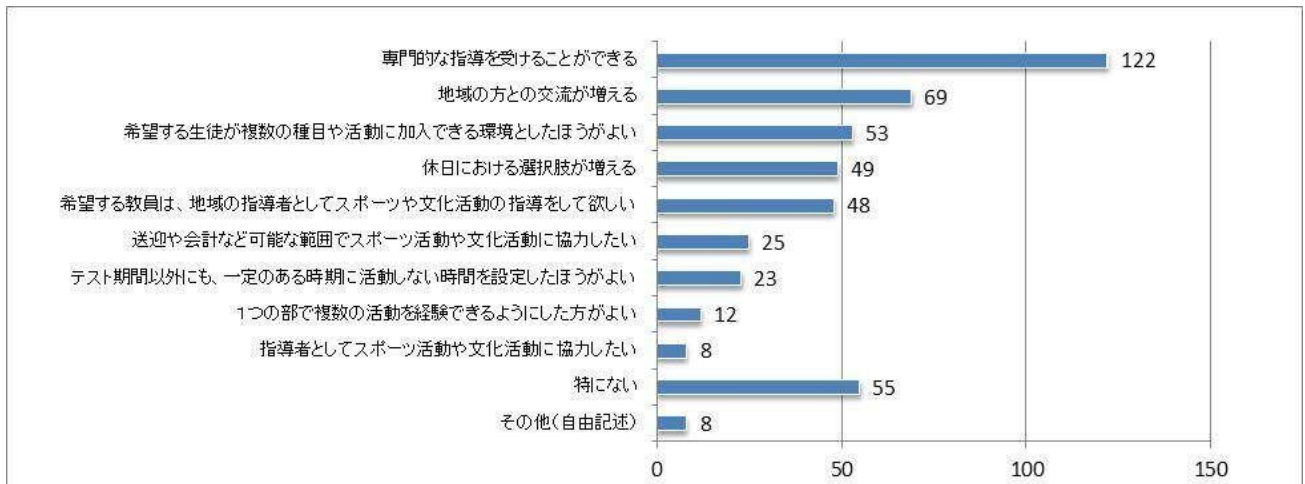
●中学生の保護者



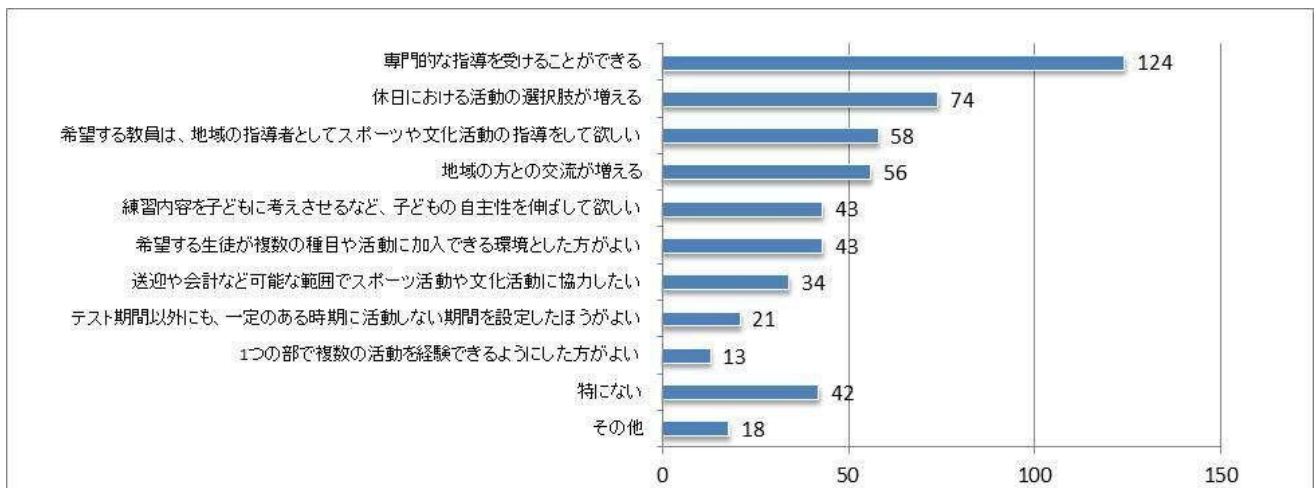
前ページの回答と比べて「所属させたい」回答者が減っており、平日も含め送迎等移動に係る負担の軽減が課題となります。

・「休日部活動の地域移行について、あなたの考えに近いものを選んでください。」
 (複数回答可)

●小学生の保護者



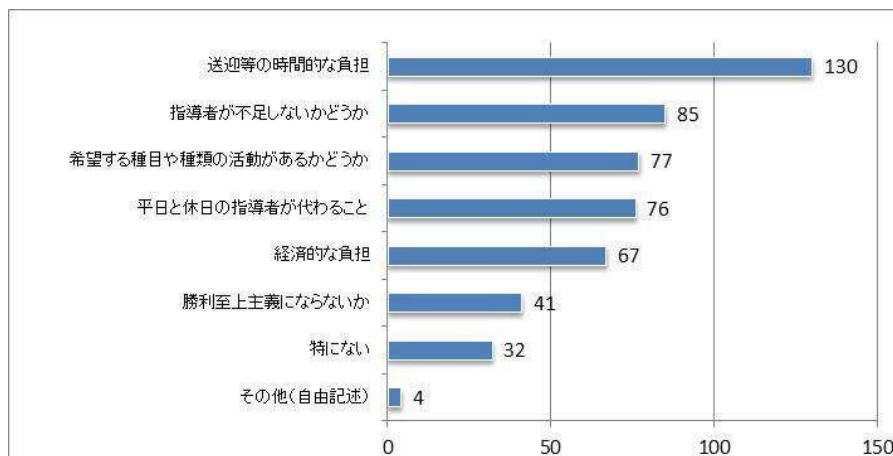
●中学生の保護者



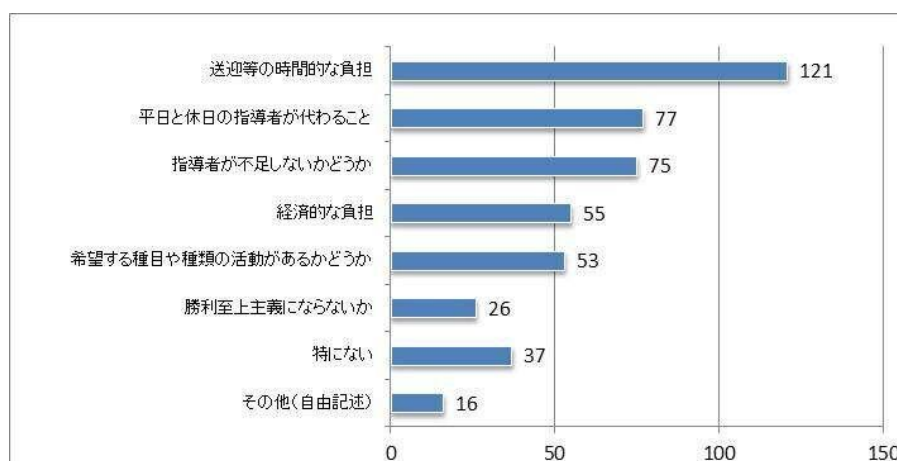
保護者の回答として「専門的な指導」への期待の声が最も大きくなっています。また、「休日の選択肢が増えること」や「地域の方との交流の増加」への期待も大きくなっている反面、「1つの部で複数のことが経験できる設定」などについて望む声は少ない状況が分かりました。

・「休日部活動の地域移行について、あなたが不安に思うこと等を選んでください。」
 (複数回答可)

●小学生の保護者



●中学生の保護者

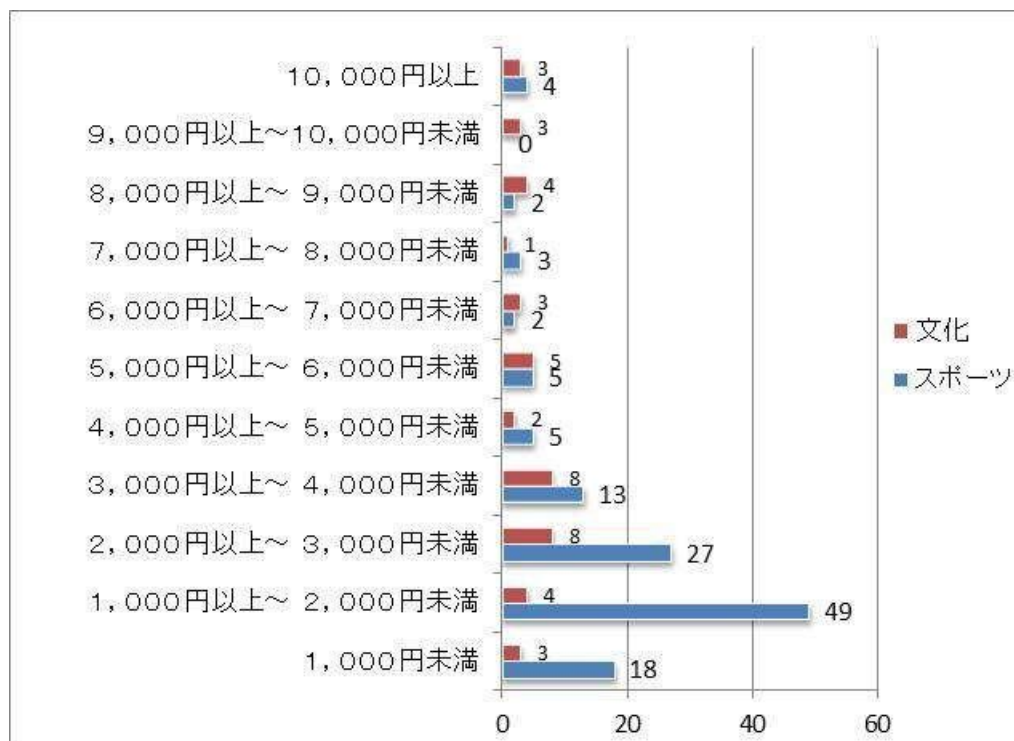


保護者の不安として「送迎等の時間的な負担」が最も大きくなっています。また、「指導者不足への懸念」や「平日と休日の指導者が代わる」ことへの不安が一定程度あり、これらを払しょくするような体制や連携等の仕組みづくりが求められます。

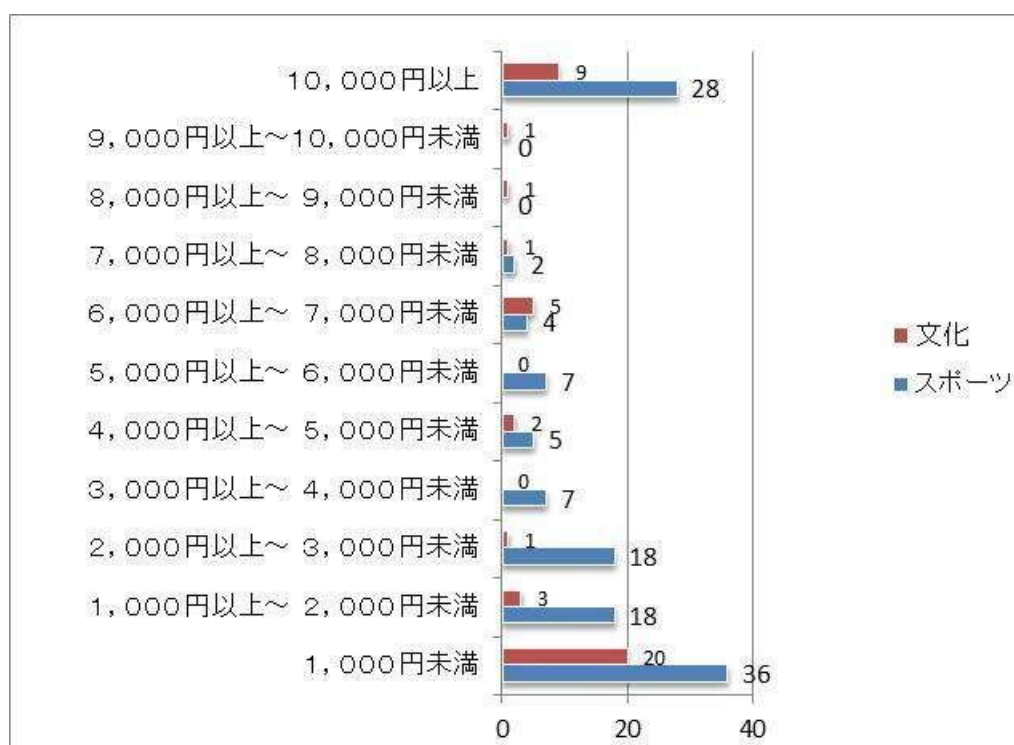
・「学校外の団体に所属している場合の負担額はいくらですか。」

●小学生の保護者

□月会費→文化平均:4,375 円、スポーツ平均:2,227 円



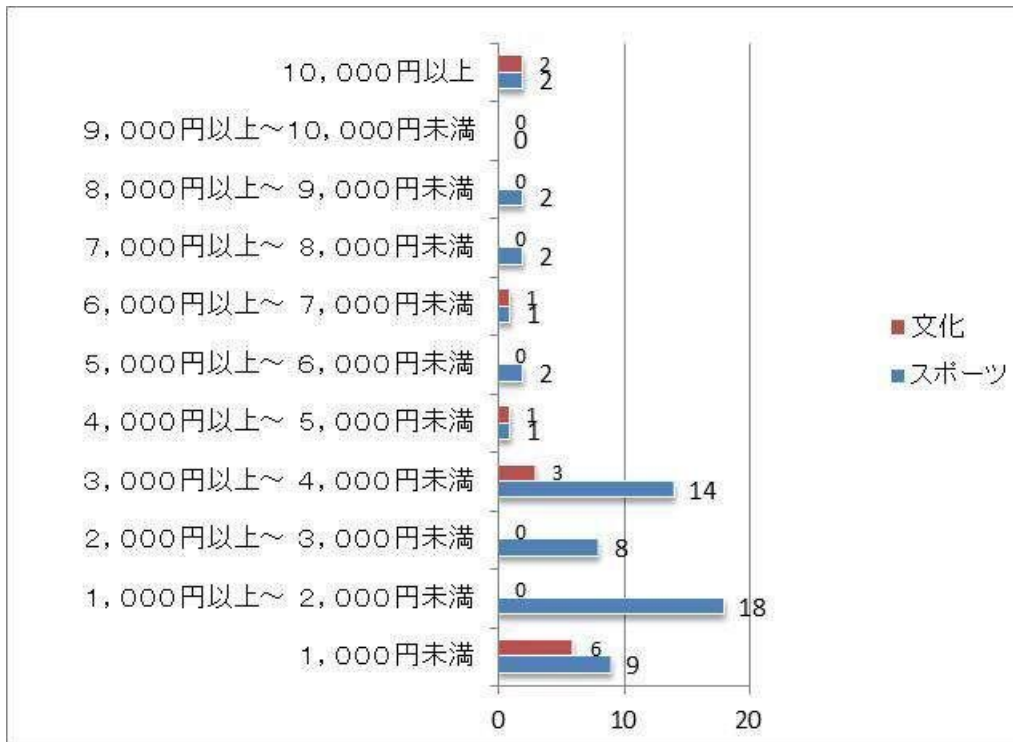
□年会費(入会費・更新費等)→文化平均:3,884 円、スポーツ平均:3,728 円



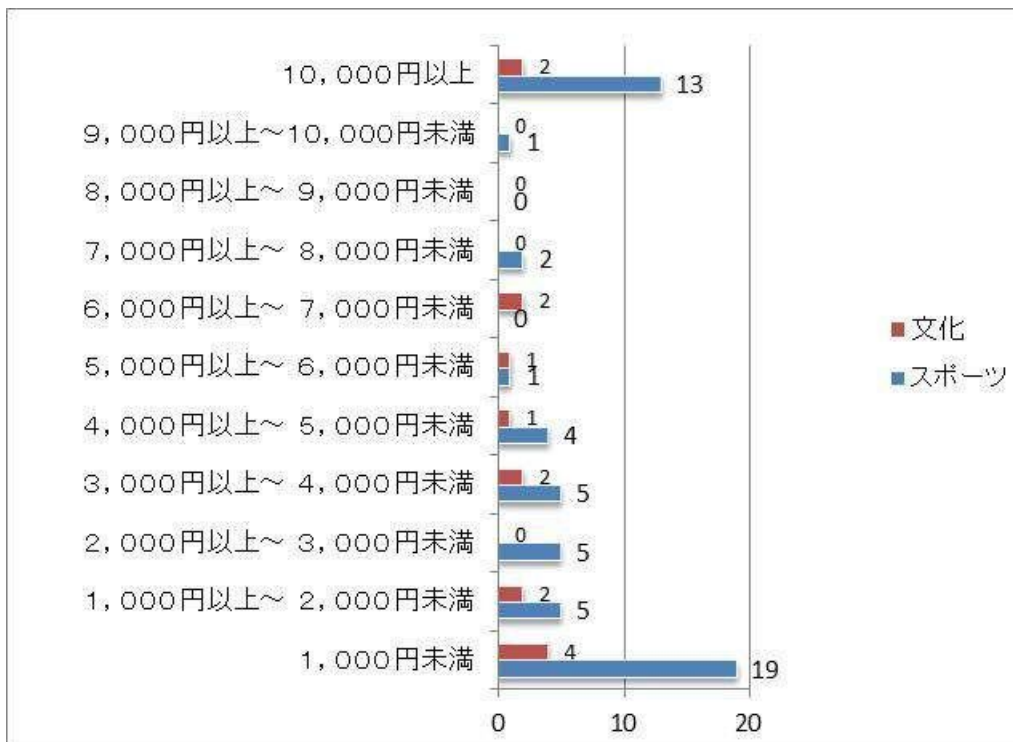
※平均額は、1,000 円未満は 500 円、○円以上△円未満は○円にそれぞれ人数を乗じて算定

●中学生の保護者

□月会費→文化平均:3,231 円、スポーツ平均:2,551 円



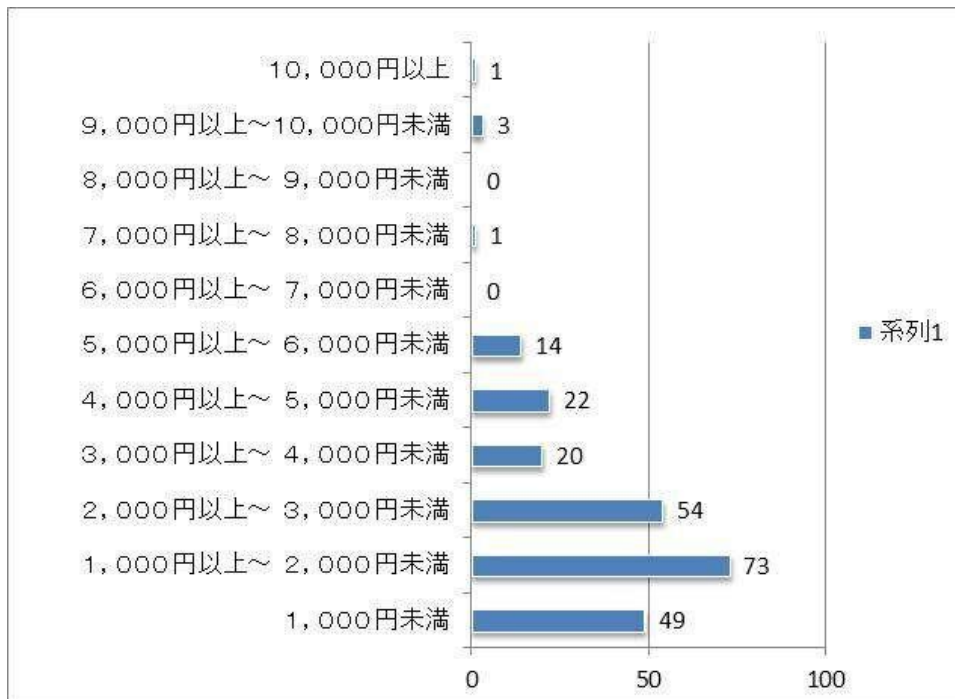
□年会費(入会費・更新費等)→文化平均:3,643 円、スポーツ平均:3,882 円



・「中学校での休日部活動が地域に移行することによって、家庭の費用負担が発生する場合、月ごとの費用負担額はどの程度が妥当だと考えますか。」

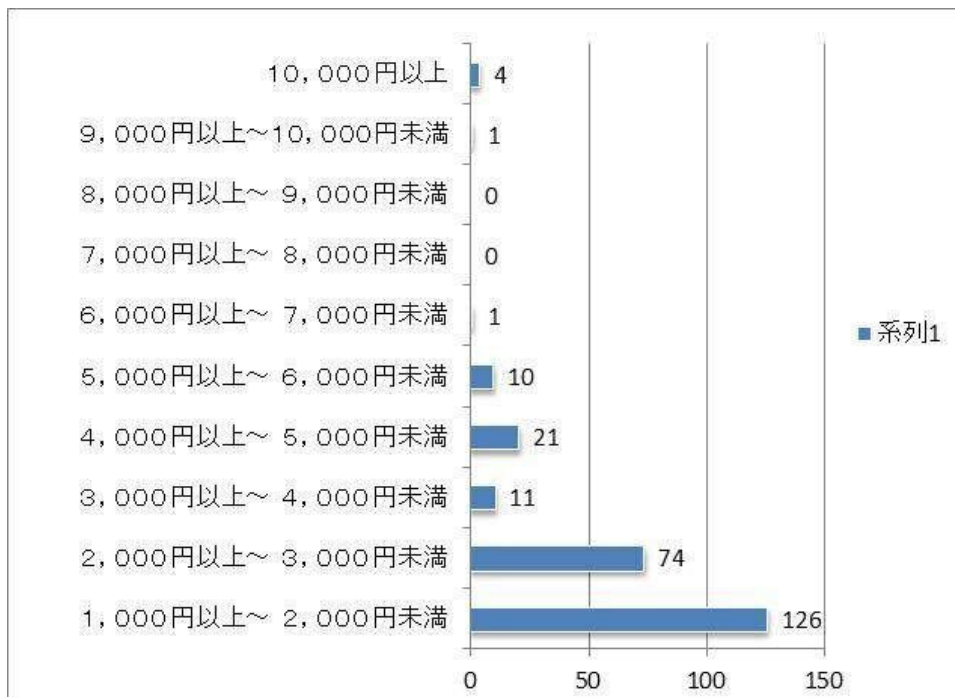
●小学生の保護者

□月会費→平均:1,973 円



●中学生の保護者

□月会費→平均:2,000 円

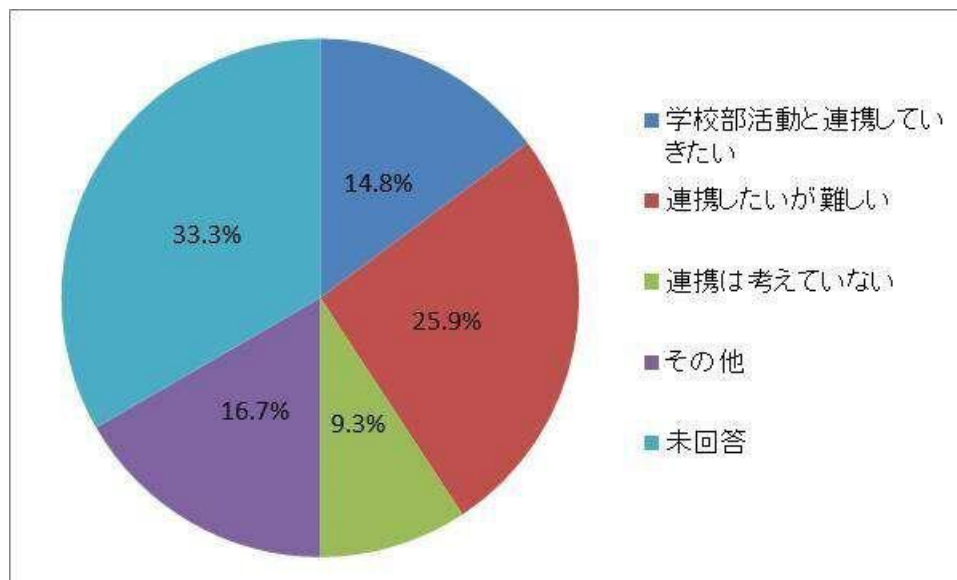


現在、子どもが学校外の団体に所属している場合、スポーツ活動の月会費の平均が小学生で2,227円、中学生で2,551円、文化活動の月会費の平均が小学生で4,375円、中学生で3,231円となっています。また、入会費や更新費といった年会費を徴収している活動もあります。

一方、保護者が希望する月会費の平均は、小学生で1,973円、中学生で2,000円となっており、スポーツ庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下、「スポーツ庁ガイドライン」という。）」において、「運営団体・実施主体は、必要な範囲で可能な限り低廉に会費設定する」ことが求められていることから、運営主体及び実施主体の収支を計画する上で、本調査結果は一定程度考慮すべきものとなります。

(ウ)総合型地域スポーツクラブ・体育協会加盟団体・スポーツ少年団・スポーツ推進委員の意向

・「休日の学校部活動の段階的な地域移行への関与について」回答 36/54(回答率 67%)



- ・「連携していきたいと回答した場合、懸念される課題は何ですか」
 - ・指導者の確保
 - ・謝金、経費、賠償保険
 - ・自治体、学校との連携
 - ・休日と平日の連携
- ・「連携したいが難しいと回答した場合、懸念される課題は何ですか」
 - ・指導者の確保
 - ・スポーツ庁ガイドライン
 - ・謝金、経費
 - ・施設、設備
 - ・けが、事故、責任、対応
- ・「連携を考えていないと回答した理由は何ですか」
 - ・指導者の確保
 - ・謝金、経費、会計事務

(エ)教職員の意向

対象：市内小中学校に勤務する教職員（回答数 135）

- ・「休日に指導を希望しますか」

希望する	12 人	9%
まだわからない	35 人	26%
希望しない	88 人	65%

- ・「希望すると答えた人は何部の指導を希望しますか」

バスケットボール	5 人	ソフトボール	1 人
野球	2 人	卓球	1 人
バドミントン	2 人	全部活	1 人

休日の指導を「希望する」教職員が 9%、「まだわからない」が 26%となりました。

教職員については、令和 3 年 2 月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）が文部科学省より発出されており、その後に策定された地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業についての手引きでは、

- ・教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス
- ・兼職兼業の形態
- ・労働基準関係法令や勤務時間管理、教師等の健康管理等の観点からの留意事項

等が示され、校長等への相談・了承の上、市教育委員会の兼職兼業の許可を得て、これらを遵守しながら指導にあたることとなっています。

本市としては、指導を希望する教職員には、実施主体の一員として積極的に参画していただきたいと考えていますが、参画していただく教職員が過重労働となり、健康を害するようではいけません。また、教職員に頼りきりになり、教職員が異動するたびに次の人材を探すこととなる運営では、安定した地域クラブ活動が担保できません。

このため、令和 5 年度の県政要望において、県教育委員会により、指導を希望する教職員の実態調査の実施及び人材バンクの創設を要請しています。このような情報を得ながら「鳥羽で休日に指導をしたい教職員」を具体的に把握し、人材確保に取り組んでいくこととします。

5 基本方針

子どもたちの望ましい成長が期待でき、多様な世代が親しむことができる

スポーツ・文化芸術環境を、地域と連携して整備・推進していきます

鳥羽市教育委員会では、これからの時代における教育の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す新たな指針として、「鳥羽市教育ビジョン」を策定しています。

この中で、スポーツに関しては「生きがいと活力を育む生涯スポーツの推進」として、「子どもから高齢者まで、誰もが運動やスポーツを行う習慣があり、生涯にわたり健康で元気な生活を送れるよう、スポーツ活動を支えるための環境づくりの取組を推進する。」という生涯スポーツの観点と、「各スポーツ関係団体等と連携し、競技スポーツ活動を推進し、子どもから高齢者まで、各世代に応じ目的をもった活動をする。」という競技スポーツの観点の両立を目指しており、本計画においてもこの両立を目指すこととします。

また、文化芸術に関しては、「人財や文化財を活用した生涯学習」として、「あらゆる世代の市民がそれぞれの年齢や環境に応じた新たな学習と体験の機会を得ることで、活動の場を広げ、生きがいのある豊かな生活を送ること」を目指しており、本計画においてもそのスタンスを踏襲します。

一方、スポーツ庁ガイドラインにおいては、地域クラブ活動のありかたとして「学校部活動の教育的意義を継承・発展させること」、「生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とすること」が謳われており、それらに十分配慮して運営主体・実施主体等の整備、生徒・市民のニーズに応じたプログラムの提供、指導者の確保等に取り組むこととします。

6 活動準備・推進計画

(ア)スポーツクラブ活動

① 運営主体とその役割

本計画は学校部活動の地域移行に端を発しているため、「(仮称) とばスポーツクラブ」の創設、運営を通じ、短期的には各競技において休日の中学生を対象に指導ができる体制の構築、活動に優先して取り組みつつ、ゆくゆくは子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向に合わせて参加できるクラブ運営を目指すものとします。

また、この取組は中学校部活動の受け皿作りという公的な色合いが強く、競技種目も多岐に渡ることから、本市においてはその運営に市教育委員会が積極的に関わらなければ、運営主体の立ち上げや事業化は困難なものになると想定されます。

このことから、本クラブ運営については、その運営を

①鳥羽市体育協会（事務局：市教育委員会）の事業として実施すること

②鳥羽市スポーツ少年団（事務局：市教育委員会）の事業として実施すること

③新設する任意団体や協議会の事業として実施すること

の順で令和6年度中に調整し、またその体裁として

Ⓐ総合型地域スポーツクラブとして実施すること

Ⓑ任意の活動として実施すること

の両面から調整していくこととします。（以下、この運営主体によって実施される一団の運営組織を「とばスポーツクラブ」と呼びます。）

□とばスポーツクラブの担う役割

スポーツ庁ガイドラインでは、地域クラブ活動を行う際には、「年次・月次計画の策定と公表」、「保険加入の促進」、「有資格のトレーナー等との連携」、「可能な限り低廉な会費設定」、「他世代向け活動にも参画できるような配慮」、「経済困窮家庭への支援」など多面的な対応が求められています。

実施主体がこれらすべてに対応すると負担が過重となり、ただでさえ指導人材が不足している現状においては、地域クラブ運営が滞ることが想定されます。このため、とばスポーツクラブが代表で事務をしたり、まとめて実施できることを調整し、スムーズな地域移行が進むよう実施主体による活動全般を包括する役割を担うこととします。

□実施競技

実施競技は、「現行で部活動として実施している競技のうち、指導人材確保等実施体制が整うもの」及び「これまで部活動として実施していない競技で、地域クラブ活動として実施体制が整っているもの、または今後整えていくもの」とし、

そのうちスポーツ庁ガイドラインに沿って活動する意向のある団体をとばスポーツクラブの主管団体とし、一体的に推進していくこととします。

□運営経費と年会費

とばスポーツクラブで必要となる運営経費は、クラブ事務局運営費、会員が加入すべきスポーツ保険料、会員全員を対象として実施するイベント経費などとし、参加者全員から一律に「年会費」を徴収し、当該経費に充当します。

またとばスポーツクラブは、参加者負担による運営を原則としつつ、企業からの寄付、応援者からのクラウドファンディング等活動費確保のための活動を行い、運営経費へ充当するとともに、活動状況を配慮した実施主体への配分を調整していきます。(P27表「会費の定義と処理方針」及び「各会費を充当すべき支出項目」参照)

② 調整主体とその役割

課題となっている指導人材の確保にあたる調整は、体育協会に加盟し、市内の各スポーツを統括している競技別協会に協力を要請し、26ページに記載する実施主体の候補となる団体や個人と協議して調整していただくものとします。なお、調整の結果、クラブ活動は実施できるものの、スポーツ庁ガイドライン等を準拠するとばスポーツクラブ運営ルール(次ページ参照)では活動ができない、またはとばスポーツクラブとして活動することに特段のメリットを感じないという判断に至った場合には、独自に活動をしていただくこととします。

表「スポーツ庁ガイドライン等に沿ったとばスポーツクラブ運営ルール（案）」

項目	実施主体に求める内容等	スポーツ庁ガイドライン
参加者	学校部活動に所属していない生徒、運動や文化・芸術活動が苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を参加対象とする。	P14
関係者間の連携体制の構築等	主管団体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、クラブへ報告する。	P15
学校との連携等	地域クラブ活動と学校部活動との間で、リカバリー日の調整等、日々のスケジュール調整を行うほか、生徒の活動状況に関する情報共有等を行う。	P21
指導者の質の保障	生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組む。	P15
適切な指導の実施	適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。	P16
活動内容	生徒の自主的・自発的な活動を尊重し、総合型地域スポーツクラブなど他の競技・他の世代向けに設置されている活動に生徒が参画できるようにする。	P18
適切な休養日等の設定	平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。 週末に大会参加等で2日とも活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は原則として3時間程度とする。なお、本市の特徴を踏まえ、本土と離島との合同活動として、休日に一定の練習量を確保したい場合は、平日の休養日の増等で調整できることとする。 定期試験前後の一定期間等も含め、休養期間を設ける。	P18・19
会費の適切な設定	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。	P20
保険の加入	指導者や参加者等の保険加入を必須とする。	P20
活動場所	活動場所の調整・変更、それに伴う参加者への連絡等は主管団体において行う。	その他
責任の所在	競技の指導を取り仕切る中心的な役割を果たすものであるため、安全配慮義務を負うほか、なんらかのトラブルが発生した場合には、責任者としての第一義的な対応が必要となる。	その他

③ 実施主体とその役割

スポーツ少年団や競技別協会、指導を希望する教師・市民等を中心に保護者等の参画も得て、その人員構成等により実施主体を下記類型のように明確化することで、責任の所在を明らかにし、実施するものとします。

<実施主体の類型>

- a. スポーツ少年団型（指導人材がスポーツ少年団に参画する場合）
- b. 競技別協会型（各協会事業として実施する場合）
- c. 任意スポーツ団体型
- d. とばスポーツクラブ直営型（指導を希望する人材はいるが、主管団体が形成されない場合や、教師又は部活動指導員が個人・複数で指導を継続する場合）

また、各地域において、子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに親しむという観点では、総合型地域スポーツクラブや学校体育施設を夜間・休日に利用している愛好団体も実施主体となり得ることから、上記 a～d の活動において、週 1 回は中学生も地域の愛好団体のみなさんに交じってスポーツを楽しむなどの連携を図ることも考えられます。

実施主体は自らの活動方針により、対象者の範囲、参加費及び活動経費、実施日、活動内容等を計画し、それらがとばスポーツクラブの運営ルール等に合致すれば、クラブの主管団体となります。主管団体となった場合には、とばスポーツクラブで担う役割を個別に行う必要はありません。

□対象者の範囲

子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに親しむことができる受け入れ体制を目指すものとしますが、本計画は学校部活動の地域移行に端を発しているため、まずは各競技において、休日の中学生を対象に指導ができる体制の構築、活動を優先して取組を進めていただくものとします。

□活動経費と月会費

実施主体で必要となる活動経費は、チーム・指導者・審判等の登録費や保険料、練習・試合の指導に要する謝金（謝金の有無は実施主体で判断）や交通費、実施主体で計画するイベント費などとし、当該競技への参加者から徴収する「月会費」を、実施主体が必要な範囲において低廉な料金で設定するものとします。

月会費の徴収は各実施主体で行い、各実施主体は毎年度終了後には活動における収支をとりまとめ、実施主体毎に会計監査を受け、参加者（保護者を含む）等に報告するものとします。（P28 表「会費の定義と処理方針」及び「各会費を充当すべき支出項目」参照）

□実施日及び時間

実施主体は、指導体制が整えば、平日・休日、日中・夜間に関わらず、学校部活動との連携など学校との協議を経て、指導を開始することとします。

その際、とばスポーツクラブの構成団体となる場合は、25 ページに記載の「実施主体に求める内容等」における実施日時を遵守するものとします。(P29<参考>活動時間、休養日の設定についてもあわせてご参照ください。)

平日に関しては、引き続き今後の国の方針を注視しながら、人材の確保と教職員の関わり方について研究していくものとしますが、平日の活動は授業終了後に実施する方が望ましい状況となっています。特に鳥羽東中学校区に関しては、学校の統合が進み、各地区から定期船及びスクールバス等で通学している状況を鑑み、生徒の地域クラブ参加機会及び学習時間の確保等の観点から、夜間練習への参加のハードルが高くなると想定されます。

□実施主体の活動内容の明示

実施主体は、活動における基本的な情報を整理するほか、二者択一ではありませんが、中学生世代の競技性を重視して行う活動か、初心者や一般参加も含め生涯に渡りスポーツに親しむことを目指す活動かなど、実施主体の思いが参加者にしっかり伝わるように、活動内容を明示するものとします。

□指導者の育成

実施主体は、スポーツ少年団や各団体での指導に必要なライセンス及び講習等を積極的に取得・受講するよう努めるものとします。また、新たな指導人材については、実践の場で経験を積ませるほか、必要な資格取得に努めるものとします。

□中学生の活動における学校との連携

平日学校で部活動として生徒の指導にあたる顧問と休日に指導を行う実施主体の指導者は、日常的に情報交換を図り、指導の違い等に起因する生徒の不安の解消等に努めることとします。

□公式戦への参加

平日の学校部活動が継続している間、どの公式戦にどの形態（部活動か地域クラブか）で参加していくかは、顧問と実施主体との調整により決定します。

表「会費の定義と処理方針」

項目	年会費	月会費
定義	とばスポーツクラブ全体の運営に関する費用に充当(クラブが決定)	各競技ごと、主管団体の活動内容ごとに差異が生じる費用に充当(主管団体が決定)
会費の収入処理	鳥羽スポーツクラブ事務局	主管団体
会計処理	全体運営部分、直営競技部分について、とばスポーツクラブ事務局が行う	主管団体が行う
監査	会計処理に同じ。 (全主管団体の監査結果の確認作業)	主管団体で監査する
残金の扱い	クラブで繰越金処理	主管団体で繰越金処理

表「各会費を充当すべき支出項目」

	年会費(会員一律)		月会費(競技別に設定)	
充当すべき支出	とばスポーツクラブ全体の運営費		各競技別の活動費	
①事務局運営費	コーディネーター役給料	○		—
	事務局員給料	○		—
	保険料(訴訟費用対応:長が加入)	○		—
	情報発信費(寄附活動含む)	○		—
	消耗品費	○		—
②会議費	総会等会場借り上げ費	○	各競技別の会議費	○
③イベント費	講師謝金(講演・教室・食生活等 会員全員を対象とするもの)等	○	各競技別のイベント・合宿等	○
④保険料	会員のスポーツ保険	○	指導者スポーツ保険	○
⑤登録費		—	競技別協会・スポーツ少年団等	○
⑥資格費		—	指導・審判資格の取得及び更新等	○
⑦指導費		—	指導者の謝金、交通費等	○
⑧練習・試合費		—	会場使用料、招待試合参加費等	○
⑨備品費		—	ユニフォーム積立(貸出しの場合)	○
⑩消耗品費		—	各競技運営に必要なもの	○

<参考>活動時間、休養日の設定について

(スポーツ庁「部活動改革ポータルサイト-FAQより」)

Q 平日の活動時間を2時間程度、休養日を週2日以上設けること等が示されているのはなぜですか？

A 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)では、「行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とされています。スポーツ庁ガイドラインでは、こうしたスポーツ医・科学の研究を踏まえて、活動時間等に関する基準を示しております。スポーツ医・科学に基づく適切な運動部活動の実施により、成長期にある生徒が、バランスの取れた生活を送るとともに、自らのニーズに合ったスポーツ活動を行うことが期待されます。

Q こうした休養日等の基準を設けることによって、競技力の低下や、活動したい生徒の希望を抑えることにつながらないでしょうか？

A スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るには、適切な休養が必要であり、過度な練習はスポーツ障害等のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないものです。運動部の顧問等(教師、部活動指導員、外部指導者)は、こうしたことを正しく理解した上で、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等、生徒の目標達成に向けて、短時間で効果が得られ、生徒のニーズにあった活動を行うことが期待されます。

④ 離島の活動

□答志中学校区について

a. 意向調査結果の概要と活動状況

●児童・生徒の意向と学校区内の活動状況

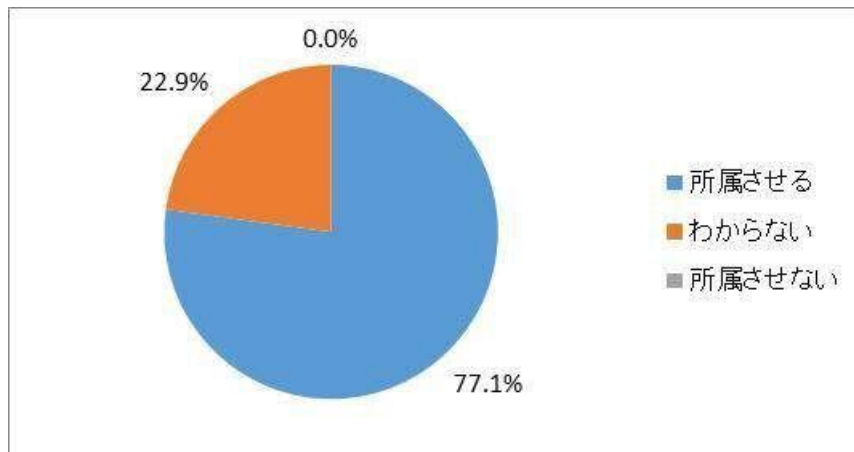
・「あればやってみたい活動は何ですか」（複数回答可）

	小学生	中学生	合計	活動状況
バドミントン	14	3	17	部活動
野球	7	3	10	部活動、スポ少、任意団体
卓球	6	3	9	
サッカー	3	3	6	
バスケットボール	1	4	5	
ソフトボール	3	1	4	部活動
剣道	3	1	4	スポ少
ダンス	2	2	4	
陸上競技	1	2	3	
テニス	2		2	
バレーボール	1	1	2	
ソフトテニス		2	2	
体づくり		1	1	
硬式テニス		1	1	

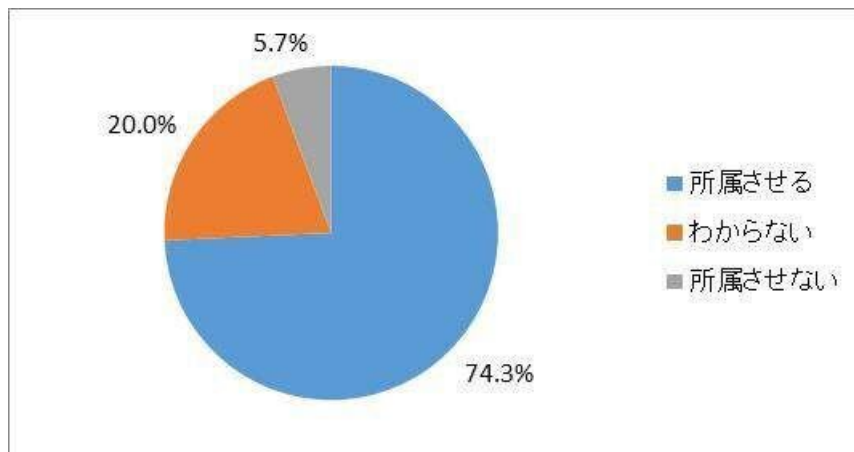
※答志島スポーツ・文化クラブは、ソフトボール・剣道・ヨガ等を実施

●小中学生保護者の意向

- ・「休日部活動が地域クラブに移行した場合、お子様が希望したら所属させますか」

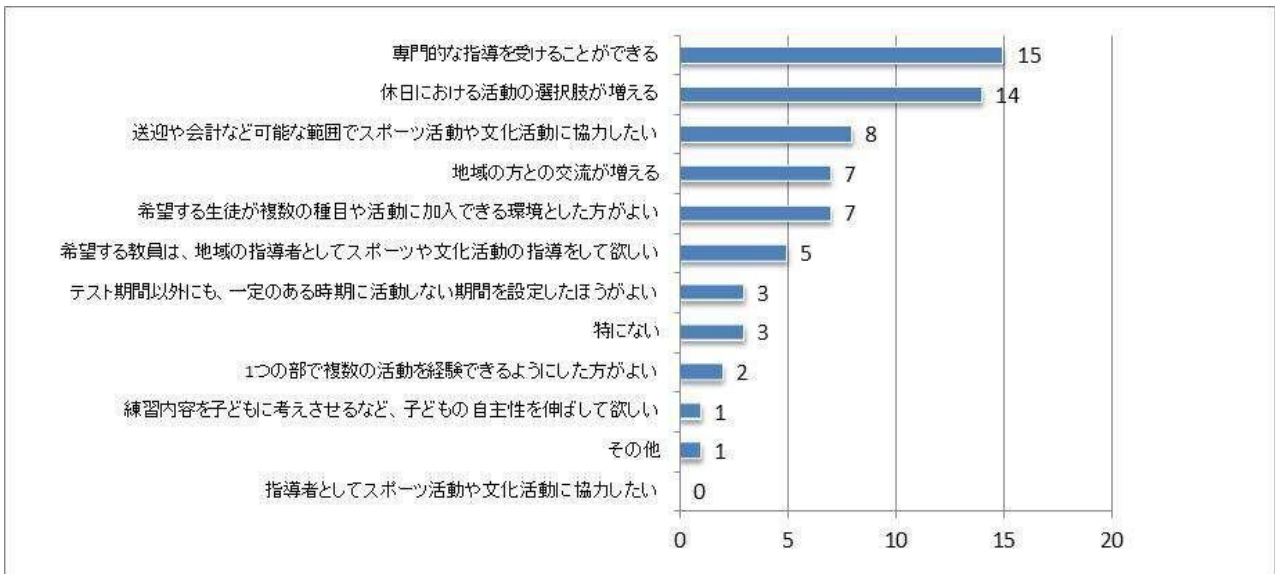


- ・「地域クラブが他校と合同地区の場合、お子様が希望したら所属させますか」

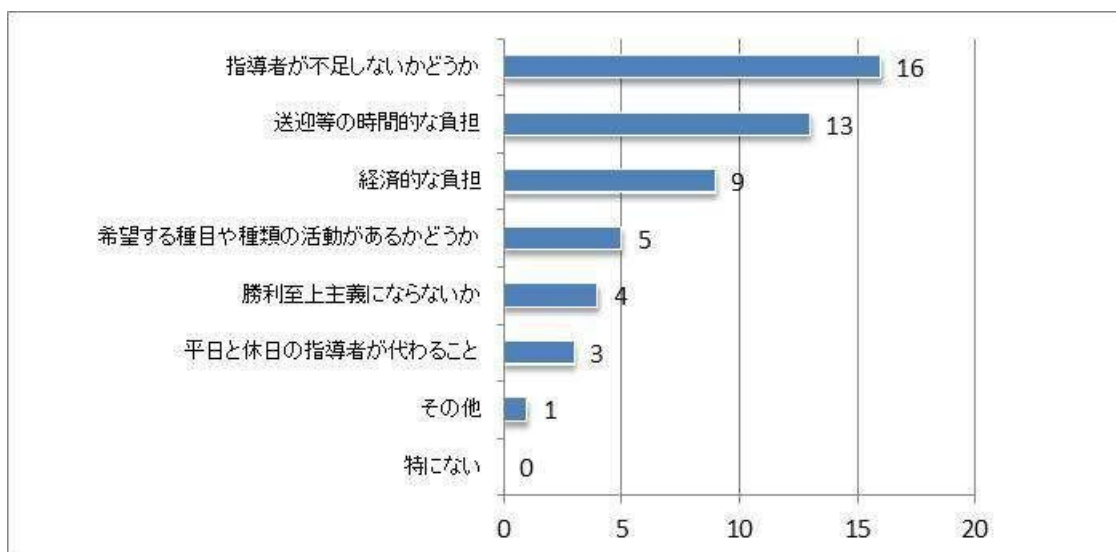


平日の放課後や夜間に島外で実施している活動には実質参加できないため、他校と合同地区となった場合の保護者の所属意向が少し減少していますが、休日には現在も他地区とともに活動している団体があることから、大きな減少幅とはなっていないものと思われます。

・「休日部活動の地域移行について、あなたの考えに近いものを選んでください。」



・「休日部活動の地域移行について、あなたが不安に思うこと等を選んでください。」



答志中学校区における回答については、「専門的な指導が期待できる」という期待が全体の回答同様多くなっています。また、「休日における活動の選択肢が増える」が次点となっており、この回答の割合が全体の回答の割合よりも高くなっていることが特徴となっています。現在の学校部活動の選択肢が少ないため、平日の活動競技とは別に、休日には子どもが希望する競技を体験させてみたい意向が働いていると考えられます。

不安な点については、全体の回答で最も不安視されている「送迎等の時間的な負担」が答志中学校区では2番目となっており、「指導者が不足しないかどうか」のほうが上位にきています。現在も休日には他地区とともに活動している団体が

あることから、送迎時間がかかることに対して、すでに一定程度ご理解をいただいた上で回答をいただいたものと思われます。

逆に、「経済的な負担」を不安視する声は全体より高くなっており、休日に地域クラブ活動に参加する費用等の条件に関しては、鳥羽市全体で公平感が生まれるよう調整する必要があります。

b. R6 に予定している地域での打ち合わせの骨子案

組織・人材、競技種目の観点からは、少年団や地域スポーツクラブ等が複数活動しており、人材の調整がつけば、現在の部活動+ α の競技が実施可能な状況であるといえます。

また、子どもの選択肢及び少子化の観点からは下表のような整理となり、これらを踏まえて、どのような体制づくりをしていくべきか、意見交換し調整していくこととなります。

曜日と内容		やりたい競技が島内にある	やりたい競技が島内にない
平日		<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動に所属 ・島内の団体に所属 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動に所属 ・島内の他競技団体に所属 ・いずれにも所属しない
休日	練習	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の団体に所属 (人員不足→本土と連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の他競技活動に所属 ・本土の団体に所属
	試合	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の団体で出場 (人員不足→本土と連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の他競技で出場 ・本土の団体で出場

□神島中学校区について

a. 意向調査結果の概要と活動状況

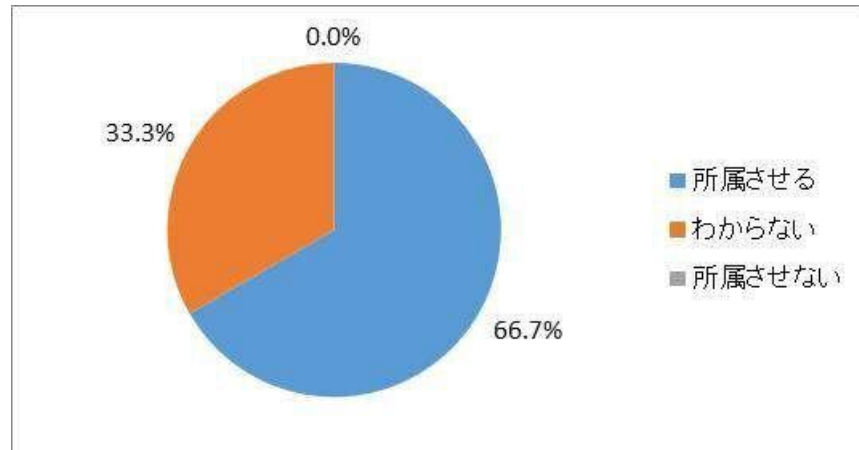
●児童・生徒の意向と学校区内の活動状況

・「あればやってみたい活動は何ですか」（複数回答可）

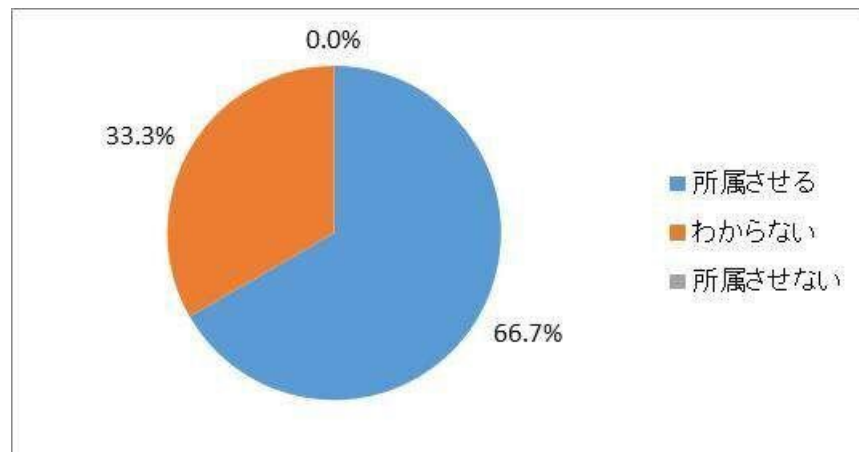
	小学生	中学生	合計	活動状況
バドミントン	2	5	7	
バスケットボール	2	4	6	
卓球	3	2	5	部活動
ダンス	1	4	5	
陸上競技	1	3	4	
バレーボール		3	3	
相撲	1	1	2	
サッカー		2	2	
体づくり		2	2	
硬式テニス		2	2	
剣道		2	2	
柔道		2	2	
テニス	1		1	
体づくり	1		1	
ソフトテニス		1	1	
軟式野球		1	1	
ソフトボール		1	1	
フェンシング		1	1	

●小中学生保護者の意向

- ・「休日部活動が地域クラブに移行した場合、お子様が希望したら所属させますか」

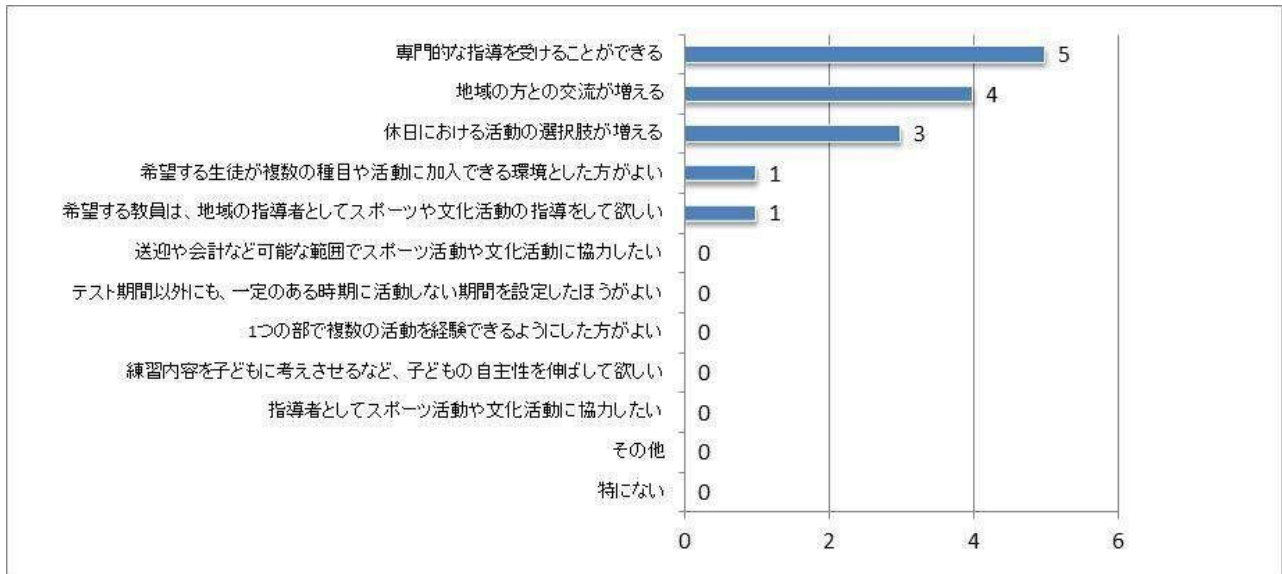


- ・「地域クラブが他校と合同地区の場合、お子様が希望したら所属させますか」

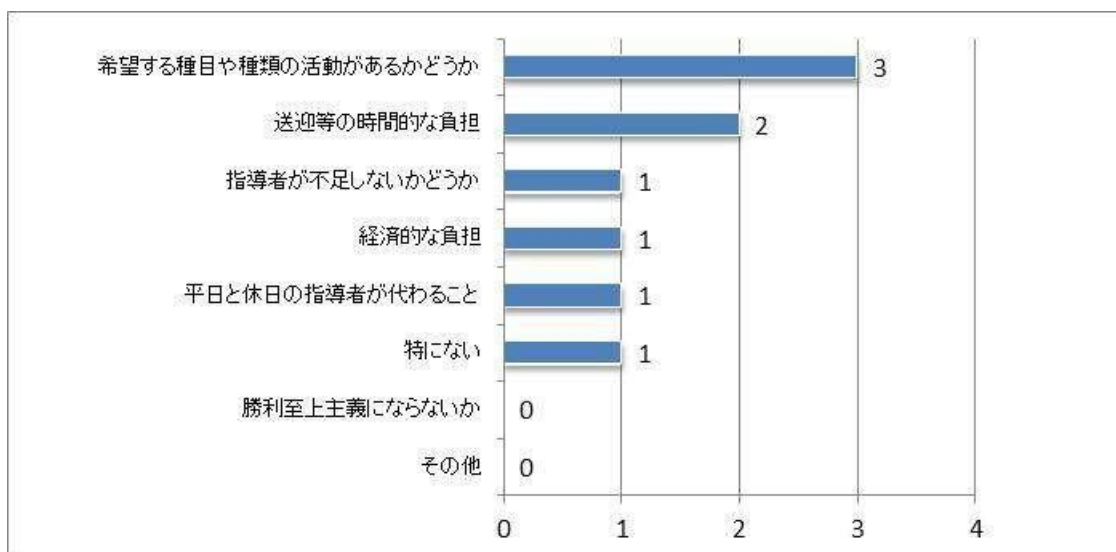


いずれの回答も、「所属させる」が全体の回答率よりも高くなっています。

・「休日部活動の地域移行について、あなたの考えに近いものを選んでください。」



・「休日部活動の地域移行について、あなたが不安に思うこと等を選んでください。」



神島中学校区における回答については、「専門的な指導が期待できる」、「地域の方との交流が増える」という期待が全体の回答同様多くなっています。

そのほか、答志中学校区同様「休日における活動の選択肢が増える」が高く、不安な点についても「希望する種目や種類の活動があるかどうか」が最上位にきており、現在の学校部活動の選択肢が少ないため、平日の活動競技とは別に、子どもが希望する競技を体験させたい意向が確認できます。

不安な点の2番目が「送迎等の時間的な負担」となっており、休日の試合等への参加と定期船ダイヤの時間的制約がどのようになるのかを心配する声が大きくなっています。

b. R6 に予定している地域での打ち合わせの骨子案

組織・人材の観点から、地域の方が指導できる場合の体制整備として、「島内に運営組織を設立する方法」と「とばスポーツクラブ等の団体に所属する方法」がありますが、地域の方で指導できる体制が整わない場合には、「教師がとばスポーツクラブに所属し、兼職兼業により指導する方法」を取らざるを得ない場合も考えられます。

また、地理的・時間的な制約から平日は島内の活動に限定されますが、休日における子どもの選択肢の観点からは、「本土の団体に所属し練習参加・試合出場する」ことも考えられ、これらを踏まえて、どのような体制づくりをしていくべきか、意見交換し調整していくこととなります。

□行政からの支援について

地域クラブ活動への移行は、学校体育から社会体育への移行を意味することから、現在小学生世代の社会体育活動等に実施している補助等の施策と同等の支援をすることができるよう調整していくこととします。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に合わせ、指導に活用できるアプリ等の導入も研究し、離島における指導機会の確保と充実を図ることとします。

⑤ 地域移行に係るスケジュール

スポーツ庁が休日の学校部活動の地域移行について改革推進期間として設定している令和5～7年度の翌年度（令和8年度）から本土側の中学校が1校になること、及び地域移行の受け皿となるとばスポーツクラブの立ち上げや事業化に一定期間を要することから、本計画で地域クラブ活動への大きな舵を切る時期を、令和8年度中として取り組みを進めます。

また、その際には、各競技別に生徒・顧問・地域クラブ指導者が十分なコミュニケーションを図ることができるよう、令和8年4月を起点にその前の半年～その後1年間程度を「移行調整期間」とし、当該期間のうちの一定期間で休日の指導を顧問と地域クラブ指導者がともに行うよう促します。

	R5 10	R6 4	R7 10	R7 4	R8 10	R8 4	R9 10	R9 4
運営主体	← 組織化・事業化協議 →		← 組織運営基盤づくり →		← クラブ運営開始 →		← 参加受付開始 →	
調整主体	← 指導人材調整 →							
実施主体	← 指導意思確認 →							
学校 (顧問)	← 人材調整の場同席 →							
鳥羽市 教育委員会	← 状況把握・調整 →		← R7 予算編成 →		← R8 予算編成 →			
			← 施設開放調整 →		← 地域クラブ情報収集 →		← 地域クラブの案内 →	
					← 移行調整期間 →		← 休日指導開始 →	

⑥ 施設の利用方法

実施主体の希望する利用場所及び時間帯が他の実施主体の希望と重なる場合、当該団体及び施設管理者にて、事前に一定程度の申し合わせを行い、円滑な利用を促進します。

学校開放施設を使用する場合は、その規程に沿って調整のうえ予約していくものとします。また、学校開放施設の予約や利用料の支払い等一連の手続きについては、簡易な Web サイトの活用等も含め、簡素化を進めます。

なお、急な天候悪化による平日放課後の校内利用等については、当該活動が地域クラブ活動の実施と位置付けられるものであっても、学校側で柔軟に対応するものとします。

⑦ 生徒の参加方法

市教育委員会は、市内にどのような地域クラブ活動があるのか情報を整理し、毎年度当初に、生徒に地域クラブ活動の一覧を提示します。(次ページ例参照)

地域クラブ活動への参加は生徒個人の希望となることから自由参加とし、参加活動数の制限等も設けません。参加を希望する生徒は、各実施主体の定める運用上の規程等に沿って参加申し込みを行います。

練習場所までの移動は参加者各自で、試合会場等への移動は実施主体の指示によるものとします。

年会費・月会費の支払いは、参加する各実施主体の取決めに沿って行うものとします。

また、複数の競技種目に参加したい場合は、どの競技を優先するか意思表示を明確にして参加するものとします。

市教育委員会提示例

スポーツ／文化活動一覧

分類	団体名	
スポーツ	とばスポーツクラブ	野球
		サッカー
		・
		・
		・
	○○	
	△△	
	□□	
文化	●●	
	▲▲	
	■ ■	



各団体の活動案内（例）

項目	内容
団体名	鳥羽FC（とばスポーツクラブのサッカー競技主管団体）
競技種目	サッカー
活動方針	自分と向き合っていくための「アドバイス」や「問いかけ」を通じ、集団の中で協調し、自分で課題を解決していく力を付けていきます。初心者も歓迎！
活動日	練習：毎週日曜日午前を基本に活動。火曜夜は一般会員と一緒に交流します。 ※平日授業終了後の練習は実施していませんので、部活動にも所属していただくことをお勧めします。 試合：下記公式戦のほか、適宜練習試合を組みます。
公式戦	高円宮杯JFAU-15サッカーリーグ2023三重、日本クラブユース選手権(U-15)大会、eisu杯三重県ユース(U-15)サッカー選手権大会
その他活動	Jリーグ観戦、合宿を予定
年会費	●,000円
月会費	■,000円
参加者が準備するもの	ボール、練習着、スパイク、フットサルシューズ、ソックス（ユニフォームは貸与します） Jリーグ観戦、合宿等イベントについては一部参加負担をお願いしています。
連絡手段	らくらく連絡網
問合せ先	鳥羽FC 代表 ○○ ○○ TEL090-…………

(イ)文化クラブ活動及びレクリエーション活動

① 運営主体・実施主体とその役割

現在、学校部活動における文化・芸術活動は、鳥羽東中学校に「文化部」があるのみとなっており、その活動日は平日です。文化部の今後については、スポーツ同様、引き続き今後の国の方針を注視しながら、人材の確保と教職員の関わり方について研究していくものとします。

また、令和4年度より実施している「プログラミング」については、鳥羽商船高等専門学校としての位置付けられていることから、運営団体は鳥羽商船高等専門学校となっており、引き続きこの活動が継続できるよう協力を要請していきます。

また、市内には様々な文化・芸術活動、レクリエーション活動を行っている団体があり、市文化協会には24団体が加盟しています。すでに自主・自立した活動が確立していることから、スポーツのように文化活動全般の運営を担うような運営主体は新設しないこととします。

② 調整主体とその役割

文化・芸術、レクリエーション活動を行っている団体が中学生にも門戸を開いており、当該団体が生徒への案内を希望する場合には、スポーツ活動同様、市教育委員会が情報を整理し、毎年度当初に生徒に活動の一覧を提示します。

③ 施設の利用方法

各実施主体の活動拠点での活動となりますので、既存の鳥羽東中学校文化部以外で、放課後や休日に学校施設内を利用する活動は今のところ想定されませんが、必要な場合には学校施設の開放について調整することとします。

④ 生徒の参加方法

一般市民同様個人の希望によることから、生徒の参加は自由参加とし、参加活動数の制限等も設けません。参加を希望する生徒は、各実施主体の定める運用上の規程等に沿って参加申し込みを行います。

7 活動推進に係る支援

とばスポーツクラブは、全体の運営を調整するコーディネーター役を配置するほか、必要となる各種事務を担うことで、指導者の負担軽減に努めます。

市教育委員会は、生徒があらゆる選択肢を把握できるよう、とばスポーツクラブ以外の地域クラブ活動も含めて生徒に周知を図るほか、困窮を理由に地域クラブへの参加ができなくなることを防ぐため、学校部活動同様、困窮世帯への支援を行うよう努めます。

8 改革推進期間後の休日の学校部活動の取扱い

令和9年度中に休日の実施体制が整わない競技等については、地域スポーツクラブへの移行が出来ないものとして、令和10年度以降は平日も含めた新規参加者の募集を行わないことを基本に、本取組を進めるものとします。

ただし、平日の活動について、スポーツ庁から明確な指針が示されない場合や、新たな指針において大きな方針転換が図られるような場合には、その状況により今後のあり方を再検討します。

9 本計画の見直し

本計画の記載内容の多くは「とばスポーツクラブ」の立ち上げ及び休日の運営であることから、運営主体立ち上げ後は運営主体の事業計画として引き継がれていき、生徒数や参加者数、収入見込み、指導人材の確保等実施主体の状況の変化に応じて、総会等で定期的に合意形成していくこととなります。

また、スポーツ庁から平日の地域移行に係るガイドラインが示された際には、必要に応じて本計画の内容を改正していくこととします。

10 参考資料

(ア) 鳥羽市部活動検討委員会による協議経緯

開催日	協議内容
令和4年10月27日	(1) 鳥羽市部活動検討委員会の設置目的 (2) 休日の部活動の地域移行に向けた国等の状況 (3) 市内中学校の部活の現状とアンケート結果 (4) 地域スポーツ団体の現状とアンケート結果 (5) 今後のスケジュール
令和5年3月23日	(1) 学校運動部部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (2) 保護者アンケート内容 (3) 鳥羽市の方向性 (4) 令和5年度のスケジュール (5) 鳥羽市学校部活動地域移行推進方針の策定
令和5年7月26日	(1) 令和4年度協議内容の振り返り (2) 令和5年度実施保護者アンケート結果の報告 (3) 現時点の事務局の考えと視察結果の報告 (4) 「中学生世代の新たな地域クラブ活動準備計画(たたき台)」の提示と今年度の協議スケジュール
令和5年8月31日	「中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進計画(たたき台)」の協議 (1) 基本方針 (2) 地域クラブ活動へ大きな舵を切る時期 (3) 調整主体・実施主体
令和5年9月25日	「中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進計画(たたき台)」の協議 (1) 運営主体(とばスポーツクラブ)の担う役割等の整理 (2) 離島の活動 (3) 施設の利用方法
令和5年10月24日	「中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進計画(たたき台)」の協議 (1) 生徒の参加方法 (2) 活動推進に係る支援 (3) 改革推進期間後の休日の学校部活動の取扱い
令和5年11月21日	「中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進計画(たたき台)」の協議 (1) 全体を通しての最終意見交換

(イ) 鳥羽市部活動検討委員会委員名簿

役職	委員名	所属団体等
委員長	小竹 篤	鳥羽市教育長
副委員長	齋藤 隆彦(R4 年度) 岩本 和也(R5 年度)	鳥羽市小中学校長会長(小学校代表)
	竹田 照人	鳥羽市スポーツ推進委員協議会の代表
	平賀 一弘(R4 年度)	鳥羽市教育委員会生涯学習課長
委員	西井 潔(R4 年度) 谷口 三津夫(R5 年度)	鳥羽市小中学校長副会長(中学校代表)
	成瀬 要	鳥羽志摩中学校体育連盟の代表
	宇田川 菜央子	鳥羽市PTA連合会の代表(小学校)
	井上 祐希(R4 年度) 奥村 仁(R5 年度)	鳥羽市PTA連合会の代表(小学校)
	濱田 浩	鳥羽市体育協会の代表
	片山 剛	鳥羽市スポーツ少年団の代表
	奥村 楠治	長岡スポーツ文化クラブの代表
	濱口 輝満	(一社)答志島スポーツ・文化クラブの代表
	宮本 益仁	地域スポーツ団体の代表(バスケットボール)
	竹本 祐哉(R4 年度) 中村 吉元(R5 年度)	地域スポーツ団体の代表(レスリング)
	大東 健吾	鳥羽市教育委員会学校教育課指導主事